在宅高齢者向けの福祉サービス

お問合せ 高齢福祉課 21-3025 亀田福祉課 245-5482 東部4支所の市民福祉課

在宅で生活をされている介護や援助を必要とする高齢者(おおむね65歳以上)世帯の方などが、安心して暮らすた めに利用できる「福祉サービス」の種類と主な内容をお知らせします。利用の前に地域包括支援センターによる訪問 調査が必要なサービスもあります。利用条件など詳しいことは、市の担当窓口にご相談ください。

介護保険制度の認定の有無に関係なく、支援の必要な方が受けられるサービス

①生活援助員派遣サービス

自宅で自立した生活を送るために、草とりや高所の 窓ふきなどの一時的で軽易な生活援助を行います。

②食の自立支援(配食)サービス

調理や食事の確保が困難な方を対象に、食事(昼 食・夕食)の定期的な提供と安否確認を行います。 (要介護認定の申請、訪問介護等の利用検討・調整も 併せて行います)

③東部地区外出支援サービス

車いすの利用などで、公共交通機関の利用が困難な 東部地区に居住する方を対象に、リフト付車両により、 医療機関等への移送を行います。(福祉タクシー等の 利用が優先されます)

4除雪サービス

自力で除雪ができない世帯を対象に、玄関先から道 路に面した出入り口までの敷地内の通路部分を除雪し ます。

⑤寝具乾燥サービス

寝具の衛生管理が困難な方を対象に、布団の乾燥等 を行います。

⑥緊急通報システム設置サービス

身体虚弱の方、突発的に生命に危険な症状が発生す る持病がある方などを対象に、火災・急病・事故等の 緊急時に、消防本部へ通報できる装置を設置します。

(電話回線の種類により設置できない場合があります)

⑦いきいき住まいリフォーム助成

身体機能の低下した高齢者または重度の身体障がい 者のいる世帯を対象に、安全に生活できるよう自宅を 改修 (バリアフリー化) する費用の一部を助成します。

8安心ボトル配布サービス

自宅で急に具合が悪くなったときなどに、駈け付け た救急隊員が活用するための情報を事前に準備し保管 するためのボトルを、ひとり暮らし世帯(これに準じ る世帯含む)の高齢者に配布します。

⑨ショートステイサービス

介護している方の病気などのため介護保険の利用限 度を超える短期入所が必要な場合、または要介護・要 支援認定者以外の虚弱高齢者で生活習慣等の指導によ る体調調整が必要な場合、一時的に短期入所生活介護 施設等に入所し、必要なサービスが受けられます。

介護保険制度で認定された方が受けられるサービス

⑩家族介護用品給付事業

「要介護3~5」と認定された方を在宅(介護保険 施設・地域密着型介護老人福祉施設以外でおむつの持 ち込み可能な施設・病院を含む) で介護する方を対象 に、紙おむつ等を購入できる利用券を給付します。

①家族介護慰労事業

「要介護4または5」と認定され、過去1年間介護保 険サービス(年間7日以内の短期入所系サービスを除 く)を利用せず、かつ3か月以上入院していない方を在 宅で介護する方を対象に慰労金(10万円)を支給します。

※②④⑤⑥⑦は、身体障がい者の方も対象。 ※⑩⑪は、介護する方・される方ともに市民税非課税世帯の方が対象。

小学校閉校(もと高盛小学校)に 伴う不用備品等無償譲渡会

譲受人が活用する場合に限り、譲渡を行います。ほかへの 譲渡・転売は禁止します。

对象者 ①町会、NPO法人、社会福祉協議会、商工会、 観光協会、体育協会、文化団体等

> ②当該学校に在校していた児童および卒業生ならび にPTA

開催日時 5月15日(水) 午前10時~午後2時※対象者①

5月18日(土) 午前10時~午後2時※対象者②

5月18日出 午後2時~4時※対象者①

※ 譲渡方法、注意事項等は市のHPでご確認ください。

お問合せ 生涯学習部管理課 ☎21-3534

地域の老人クラブ活動に 参加しませんか

健康寿命を延ばすためには、 「できることを楽しむ(カラオ ケ、旅行など)」、「社会参加を積 極的に行う(地域清掃、花壇の 手入れなど)」ことが大切である と言われています。

地域の老人クラブで一緒に活動しませんか。

対象 60歳以上の方

お申込み・問合せ

函館市老人クラブ連合会 ☎23-7611